

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第 9 3 3 号)

平成 2 3 年 4 月 2 2 日

横 情 審 答 申 第 933 号

平 成 23 年 4 月 22 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年8月25日教図企第880号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「応募書類：有隣堂グループ、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体、
図書館流通センター、リブグリーン青葉、クレイブ」の一部開示決定に対す
る異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「応募書類：有隣堂グループ、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体、図書館流通センター、リブグリーン青葉、クレイブ」を一部開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。また、申請団体役員名簿（様式5）についても特定し、開示・非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市山内図書館指定管理者公募に係る応募書類（事業計画書、収支予算書、決算報告書等）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成22年3月3日付で「応募書類：有隣堂グループ、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体、図書館流通センター、リブグリーン青葉、クレイブ」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

横浜市山内図書館指定管理者への指定申請は、法人等の担当者が職務として行った行為であり、これに関する情報は職務の遂行に関する情報ではあっても、当該担当者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人に関わりのある情報である。

このことから、本件申立文書に記録されている横浜市山内図書館指定管理者申請団体の担当者の役職、氏名及び電子メールアドレスは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当する。

また、仮に当該担当者がこれらの情報を名刺等に印刷して配布している場合であ

っても、名刺等は誰に対しても無条件に渡すものではないと考えられるため、本号ただし書アに該当せず、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 法人の定款は、法人等の目的、組織、活動、構成員、業務執行等についての基本規則である。会社法（平成17年法律第86号）第31条では、会社成立後の定款は、本店及び支店に備え置き、株主及び債権者の閲覧・謄写に供するものとされ、かつ、親会社の株主等も、権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、閲覧・謄写の請求をするものであり、その会社の株主等でない者は見ることができないとされている。このため、定款は、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

イ 法人の就業規則及び給与規程は、職場における労働契約を集合的に処理するものであり、使用者と労働者との間の個々の労働条件、職場規律等を全般にわたって規律し、労使当事者間の民事上の私的な契約内容そのものを表している。このため、就業規則及び給与規程は、法人の労務管理や経理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

ウ 法人の収支予算、決算報告及び事業報告書は、法人の財産状況及び収益状態についての情報が記載されることから、法人の社会的信用に影響を及ぼす重要な情報であり、事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

ただし、貸借対照表については、会社法第440条第1項及び第2項により、株式会社は定時株主総会の承認後遅滞なく貸借対照表又はその要旨を公告しなければならないこと、また、会社法第2条第6号に定める大会社（資本金5億円以上又は最終事業年度の負債合計額が200億円以上の株式会社。以下同じ）は貸借対照表及び損益計算書の公告が義務付けられている。このため、横浜市山内図書館指定管理者申請団体を構成する法人は大会社ではないことから、貸借対照表のみ開示した。

エ 納税証明書のうち納税額は、当該法人の財務状況に密接な関係を有する事項であり、経営状況を推知することが可能となる性質を有する情報である。公開され

た場合には、企業上の秘密を明らかにすることとなり、第三者によって恣意的な経営分析や偏った評価がなされ、事業活動が損なわれるおそれがある。

このため、納税額は法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

オ 有隣堂グループ（株式会社有隣堂及び三洋装備株式会社の共同事業体。以下同じ。）の応募書類のうち、様式2の収支内訳及び様式3は、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書であり、横浜市山内図書館指定管理者事業を行う上での応募者の基本的な考え方、個別具体的な内容や収支積算が記載されている。

特に応募者が提示した収支積算については、一般には第三者が入手困難な情報であり、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された金額であることから、法人内部において管理されるべき事項である。

このため、収支積算については法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

カ 有隣堂グループ以外の応募書類のうち、様式2及び様式3は、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書であり、横浜市山内図書館指定管理者事業を行う上での応募者の基本的な考え方、個別具体的な内容や収支積算が記載されている。

基本的な考え方及び個別具体的な内容については、指定管理者の選定において他の応募者との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに属するものである。また、応募者が提示した収支積算については、一般には第三者が入手困難な情報であり、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された金額であることから、法人内部において管理されるべき事項である。

このため、様式部分を除く様式2及び様式3については法人の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者印の印影については、偽造等の悪用により、法人の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該法人の財産等に関する情報とも解せられ、開示することにより、当該法人の財産権等が損なわれるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

横浜市山内図書館指定管理者申請団体からは「応募書類については原則非公開」の旨の要望が出ており、かつ選外の事業者のこれらの情報を横浜市が公表することにより、横浜市と当該事業者との間の信頼関係を大きく損ねることとなり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。加えて、今回の応募事業者のうち三者は他自治体図書館指定管理者の受託実績があり、今後の類似事業の遂行に当たり当該事業者の応募が見込めず、かつ、指定管理者による安定した管理運営が見込めないなど、重大な支障が想定される。

このため、有隣堂グループ以外の応募書類のうち、様式2及び様式3については、開示することにより、横浜市の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 法人代表者印の印影及び納税証明書のうち納税額の非開示については争わない。
- (3) 実施機関は、条例第7条第2項第3号アを根拠に法人の定款を非開示としているが、開示すると「当該法人の事業活動が損なわれるおそれ」があることを、もう少し具体的に説明してほしい。定款は、市民がその会社の「目的・ミッション」を知るためには、一番重要な文書である。

通常の間民間会社では、積極的に定款を開示していないものの、企業秘密の扱いにはしていない。どうしても開示できないときは、民間会社としても開示請求があっても市民に公開しないという条件付で行政に提出すべきだが、今回はそのような条件があったとは聞いていない。むしろ逆で、開示情報によれば株式会社図書館流通センターは、平成21年7月24日付けで「非開示情報提出書」を実施機関に提出しているのに、実施機関は、その返事を出していない。すなわち、資料提出時の条件にはなっていなかった。また、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体（株式会社紀伊國屋書店及び株式会社ヴィアックスの共同事業体。以下同じ。）からは平成21年1

2月8日に要望書を受け取っており、これは実施機関から問い合わせた提出を促したものと推定される。

- (4) 就業規則及び給与規定については、一般にオープンにされていないことは理解するが、従業員には知らせる義務があり、応募したときに条件をつけていけば格別、そうでなければ、指定管理者制度による応募会社は、条例第7条第2項第3号アを適用すべきではないと考える。この条項を拡大解釈すれば、会社の応募書類は非公開となり、市民は選定の是非を判断できなくなり、指定管理者制度の本旨にもとることになる。
- (5) 財務諸表の公開ルールは承知しているが、今回は指定管理者制度に自ら積極的に応募してきたこと、財務情報は選定の判断に必要な大切な情報であること、選定委員や中央図書館に選定を任せるのではなく、図書館の利用者である市民に対し、実施機関は財務面で問題ない会社であるかの説明責任があることから開示すべきだと考える。
- (6) 有隣堂グループの応募書類のうち、様式2の収支内訳及び様式3は、民間会社の創意工夫による提案内容に該当するため、横浜市山内図書館の利用者として一番知りたい内容である。もし、開示されると事業の遂行に支障を及ぼすことを民間会社が恐れるならば、意匠権、特許権等で法的に防衛するか、応募時に開示請求があってもオープンにしない条件で資料を提供するか、プレゼンテーションのときに、映像か口頭で説明するなどの手段をとるべきだと思う。

指定管理者制度では「透明化＝見える化」がポイントであるから、どうして実施機関が、そこまでして民間会社を守ろうとするのか理解できない。非開示部分がどれほどの民間ノウハウなのか、審査会委員に判断してほしい。

- (7) 様式2及び様式3の開示範囲が、有隣堂グループとそれ以外の4団体とで異なるのが理解できない。4団体の応募書類の開示範囲を狭くした理由のひとつとして、実施機関は、申請団体から「応募書類については原則非公開」との要望が出ているとしているが、(3)で述べたとおり、事実は異なる。

4団体のうち3団体は図書館指定管理の実績があるから、今後の類似事業の遂行にあたり当該事業者の応募が見込めないということが非開示理由としてあがっているが、そこまで民間会社を保護する必要があるのか。どれほどの民間ノウハウがあるのかも疑問である。

- (8) 一般の民間会社では、電子メールアドレスは業務に必須であり、会社から一定の

ルールで個人に与えているものである。名刺にも刷り、ビジネスではオープンになっている現状を無視し、条例第7条第2項第2号の個人に関する情報に該当すると考えるのは社会の常識に反している。また、個人としてではなく、会社を代表して書類を提出しているのだから、役職及び氏名も開示請求があれば開示することは当然である。

5 審査会の判断

(1) 市立図書館の指定管理者の指定に関する事務について

横浜市では、効率的な図書館運営及びサービス向上を目指すために、地域図書館へ指定管理者制度を導入することとし、平成21年度に、横浜市山内図書館の指定管理者の公募、指定及び引継ぎ等の事務を行った。

指定管理者の選定については、外部委員5人からなる横浜市山内図書館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が設置され、指定管理者制度導入経緯の説明を経た上で、公募要項、業務要求水準書等が検討され、応募書類の審査及び面接審査をもとに、優先交渉権者の選定等が行われた。選定の結果、有隣堂グループが優先交渉権者となり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき平成21年第4回市会定例会での議決を経て、指定管理者として指定された。

その後、業務引継ぎ等を経て、平成22年4月から指定管理者である有隣堂グループによる横浜市山内図書館の管理運営が開始された。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市山内図書館の指定管理者の公募時に有隣堂グループ、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体、株式会社図書館流通センター、リブグリーン青葉及び株式会社クレイブからそれぞれ提出された応募書類一式である。なお、これらの団体のうちリブグリーン青葉以外の団体は、株式会社であることが認められる。

公募要項によると応募書類は、次のとおり分類される。

ア 指定申請書（様式1）（以下「文書ア」という。）

イ 横浜市山内図書館指定管理者事業計画書（様式2）（以下「文書イ」という。）

ウ 平成22年度及び指定期間5か年の横浜市山内図書館収支計画書（様式3）（以下「文書ウ」という。）

- エ 宣誓書（様式４）（以下「文書エ」という。）
- オ 申請団体役員名簿（様式５）（以下「文書オ」という。）
- カ 人員表（過去３年分）（様式６）（以下「文書カ」という。）
- キ 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（以下「文書キ」という。）
- ク 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（以下「文書ク」という。）
- ケ 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに類するもの（以下「文書ケ」という。）
- コ 法人にあっては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去３年分）（以下「文書コ」という。）
- サ 貸借対照表、損益計算書（過去３年分）（以下「文書サ」という。）
- シ 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）（以下「文書シ」という。）
- ス 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの（以下「文書ス」という。）
- セ 共同事業体協定書兼委任状（様式７）（以下「文書セ」という。）
- ソ 共同事業体構成団体の概要（様式８）（以下「文書ソ」という。）
- タ 共同事業体内業務分担表（様式９）（以下「文書タ」という。）

実施機関は、上記の分類に基づき、別表１に示すとおり本件申立文書を特定した上で、一部開示としている。

なお、非開示部分のうち法人等代表者印の印影並びに文書コの納付すべき額及び納付済額については、申立人が意見書及び意見陳述において、当該部分を争わないとしているため、当審査会としてはその余の非開示部分について判断する。

(3) 応募書類の不存在について

ア 公募要項で応募書類とされている書類のうち、文書オ及び株式会社クレイブに係る文書シについては、本件申立文書に含まれていなかったため、当審査会では、平成22年12月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 文書オは、申請団体が公募要項に定める欠格事由に該当するか警察に照会するために取得したものであって他の書類とは性質が異なると考えていたこと、

及び申立人による別の開示請求に対して一部開示決定をしていたことから、本件請求に係る対象行政文書には含まれないと考えていた。しかし、本来は応募書類のひとつとして対象行政文書に含まれるべきものであり、文書オを特定しなかったのは事務処理上のミスであった。

(イ) 株式会社クレイブに係る文書シについては、提出されなかったため保有していない。実施機関においては、書類の不備や完成度も含めて選定の要素としており、申請団体から提出された書類に不足があっても、特に追加提出を求めてはいなかった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書オについて

申請団体役員名簿は、公募要項における記述から明らかなように、横浜市山内図書館指定管理者の応募書類である。また、申立人が本件請求時に当該名簿を請求対象から除いたと認められるような事情も特にない。

したがって、実施機関は、当該名簿を対象行政文書として特定の上、開示・非開示の判断をすべきである。

(イ) 株式会社クレイブに係る文書シについて

通常、行政庁が何らかの申請を受けるに当たって、申請の形式上の要件に適合しない申請については、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないこととされている（横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第7条）。

実施機関は、申請団体から提出された書類に不足があっても、特に追加提出を求める必要がなかった旨説明するが、仮にそれで事務に支障がないということであれば、そもそもそのような書類は審査に必要ななかったとも考えられ、いずれにせよ適切な対応であったとは言いがたい。

したがって、当審査会としては、実施機関の説明に到底納得することができないが、現に当該書類を受け取っていないとの説明を覆すような事情もないことから、実施機関の主張を認めざるを得なかった。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別すること

ができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、文書ソに記載された担当者の役職、氏名及び電子メールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、本号に該当し非開示としたと主張している。

ウ 法人の担当者の役職、氏名及び電子メールアドレスは、いずれも当該法人の担当者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、文書ソを提出した申請団体では、特定の担当者の役職、氏名及び電子メールアドレスを慣行として公にしている事実が認められないため、本号ただし書アに該当せず、また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(5) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、別表1に示す部分について本号アに該当するため非開示とした旨主張しているため、上記の応募書類の分類ごとに以下検討する。

ウ 有隣堂グループに係る文書イのうち収支内訳及び文書ウについて

有隣堂グループは、選定委員会での選定の結果優先交渉権者となり、現在指定管理者として横浜市山内図書館を管理運営している団体である。

有隣堂グループを構成する法人は民間企業であるから、一般論としては、その個別事業などに係る収支の見積もりは、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定されるものであって、当該法人の内部管理に関する情報であると考えられる。

しかし、本件において問題となっているのは、公の施設の管理運営という公共性の高い業務に係る収支の見積もりであって、企業の一般的な事業に係るそれとは明確に区別されるべきである。有隣堂グループが現に横浜市山内図書館に係る指定管理者の指定を受けた団体である以上、その管理運営の内容に直結する収支

の見積もりについて市民に対する一定の説明責任が生ずるものと考えられ、これを公にすることにより、有隣堂グループを構成する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、本号アに該当しない。

エ 有隣堂グループ以外の申請団体に係る文書イ及び文書ウについて

有隣堂グループ以外の申請団体は、いずれも選定委員会での選定の結果落選している。

一般的には、落選者に関する情報は公にするほどに落選者の社会的評価の低下を惹き起こす可能性が否めない。また、本件請求においては、文書イ及び文書ウが図書館に関する管理運営に関するものであり、申請団体の創意工夫が盛り込まれていることから、落選者としては自ら活用することもないままに社会に流通していくことは望まないのが通常であろうし、情報公開制度上においても、一定の配慮を行うことについて不合理であるとはいえない。

したがって、有隣堂グループ以外の申請団体に係る文書イ及び文書ウは、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号アに該当する。

オ リブグリーン青葉以外の申請団体に係る文書キについて

リーブグリーン青葉以外の申請団体に係る文書キは、株式会社の定款である。株式会社の定款は、目的、商号、発行株式総数等、その組織・経営活動に関する基本事項を定めたものであり、会社法第31条第2項の規定により、これを閲覧できるのは株主及び債権者に限られ、登記簿の附属書類としての定款についても、商業登記法（昭和38年法律第125号）第11条の2の規定により、閲覧できるのは利害関係を有する者に限られているため、一般の者は閲覧できない。

このように定款は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であり、本件のような非上場の企業の定款を公にした場合、当該法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、株主総会の決議事項の範囲、取締役会の決議方法など当該法人における重要事項に関する意思決定手続が明らかになることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかし、実施機関が非開示としている条文のうち、会社法に定める登記記載事項（平成13年改正以前の商法（明治32年法律第48号）に定める登記記載事項であったものを含む。）に係るものについては、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、

本号アに該当しない。

また、章ごとに記載された表題部分は、一般に株式会社の定款に記載される事項の名称を示しているに過ぎず、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、やはり本号アに該当しない。

カ リブグリーン青葉以外の申請団体に係る文書ケ及び文書サについて

リブグリーン青葉以外の申請団体に係る文書ケ及び文書サは、株式会社の事業計画及び収支予算に係る文書並びに会社法第442条第1項に定める計算書類等である。

事業計画及び収支予算に係る文書は、企業としての経営戦略そのものであって、通常、一般に公にされていない内部管理に関する情報であり、これらを公にした場合、当該法人との競争上の地位にあるものに当該法人の経営上の弱点や利点に関する情報の収集を容易にさせることが考えられることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、計算書類等は、会社が主に株主や債権者に対して経営成績と財政状態を開示するために作成する法定開示書類であり、会社法第442条第3項及び第4項の規定により、これを閲覧できるのは株主、債権者及び株式会社の親会社社員に限られているため一般の者は閲覧できない。このように計算書類等は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であり、本件のような非上場の企業の計算書類等を公にした場合、当該法人の財務状況が明らかとなり、当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ただし、会社法第440条第1項の規定により、株式会社は、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされている。また、官報又は日刊新聞紙に掲載する方法で公告する株式会社については、同条第2項の規定により、その要旨を公告することで足りることとされている。そうすると、計算書類等のうち公告の対象となっている部分については、これを公にしたとしても何らかの支障があるとは考えられない。

実施機関は、申請団体の中に大会社が存在しないため貸借対照表のみ開示したと説明している。しかし、事務局をして調査させたところ、株式会社紀伊國屋書店が大会社に該当し、損益計算書の要旨を公告していることが認められる。また、

株式会社有隣堂は大会社に該当しないものの、慣例として損益計算書の要旨を公告していることが認められる。

したがって、株式会社紀伊國屋書店及び株式会社有隣堂に係る損益計算書のうち決算公告において明らかにされている部分については、公にすることにより、当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとはいえないことから、本号アに該当しない。

また、株式会社有隣堂の決算公告においては、有形固定資産の減価償却累計額及び1株当たりの当期純利益が明らかにされていることから、株式会社有隣堂に係る文書ケ及び文書サのうち、個別注記表における当該記述に係る部分については、公にすることにより、当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとはいえないことから、やはり本号アに該当しない。

キ リブグリーン青葉に係る文書キ、文書ケ及び文書サについて

リブグリーン青葉に係る文書キ、文書ケ及び文書サの開示・非開示を判断するためには、リブグリーン青葉がどのような団体であるのか検討する必要がある。

リブグリーン青葉は、特定非営利活動法人NPOリブグリーンを母体とする団体であり、文書キの表題が「特定非営利活動法人リブグリーン青葉定款」であることから明らかなように、自らも特定非営利活動法人としての認証を受ける予定であったことが認められる。さらに、文書ケ及び文書サについては特定非営利活動法人NPOリブグリーン名義となっている。

しかし、実際には、リブグリーン青葉は、現在に至るまで特定非営利活動法人としての認証を受けておらず、特定非営利活動法人としての実態を備えているとはいえないことから、単なる任意団体と考えざるを得ない。

任意団体に係る文書キ、文書ケ及び文書サについては、これを第三者が閲覧するような制度は存在せず、そこに記載された情報は、通常、一般に公にされていない当該団体の組織に関する基本事項及び内部管理に関する情報であり、これらの文書を公にした場合、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号アに該当する。

なお、文書ケ及び文書サについては、特定非営利活動法人NPOリブグリーンが所轄庁に提出したものと明らかに異なるものが含まれていた。実施機関においては、申請団体から提出された応募書類の適切な確認等について十分留意すべきである。

ク 文書シについて

文書シは、就業規則とその関連文書である給与規程等で構成されている。

就業規則は、労働者の就業上遵守すべき規律及び労働条件に関する具体的な細目について定め、これを労使双方が遵守することにより職場規律を画一的に規制し、組織経営について効率的な運営を図るとともに労働者の労働条件の確保を図ろうとするものである。このため労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条においては、常時10人以上の労働者を使用する使用者に対し就業規則の作成と労働基準監督署への届出を義務付けている。

就業規則とその関連文書である給与規程等は、私的な労働契約内容を示すとともに、使用者が適正な事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような労務管理を採用するかという組織経営のノウハウに関わる情報が記録されていることが認められる。したがって、本件の就業規則等が公にされた場合には、申請団体との競争上の地位にあるものに当該団体の経営上の弱点や利点に関する情報の収集を容易にさせることが考えられることから、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものというべきであり、本号アに該当する。

ただし、株式会社有隣堂に係る部・店・室長一覧に記載された役員に係る役職名及び氏名並びに関係会社の名称については、会社法に定める登記記載事項であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、本号アに該当しない。

ケ リブグリーン青葉に係る文書スについて

実施機関は、リブグリーン青葉に係る文書スのうち「リブグリーン青葉概要」について、一部開示決定通知書にその概要を記載することなく非開示としているため、事務局をして実施機関に確認させたところ、本号アに該当するため非開示としたとことであつた。

当審査会が見分したところ、「リブグリーン青葉概要」には、母体となった特定非営利活動法人NPOリブグリーンの沿革のほか、リブグリーン青葉の設立趣旨及び特色が記載されており、その中には、特定の資格を保有する者の人数等、一般に公にされていない情報も含まれており、これらの情報を公にした場合、当該団体の正当な利益を害するおそれがあることを否定できないことから、本号アに該当する。

コ 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体に係る文書ソ及び文書タについて

実施機関は、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体に係る文書ソのうち沿革、業務内容、主な実績及び財政状況並びに文書タのうち様式部分以外について、一部開示決定通知書にその概要を記載することなく非開示としているため、事務局をして実施機関に確認させたところ、本号アに該当するため非開示としたとのことであった。

文書ソは、共同事業体構成団体の実績等の概要に関する文書であり、文書タは、共同事業体内における構成団体間の業務分担に関する文書であるが、これらの文書は、共同事業体構成団体の実績や共同事業体としての執行体制を示し、文書イ及び文書ウを補完して事業計画の一部をなすものであると考えられる。

したがって、当該共同事業体に係る文書ソ及び文書タは、有隣堂グループ以外の申請団体に係る文書イ及び文書ウと同様の性質を持つ文書であると認められることから、前記エで述べたように、本号アに該当するものと考えられる。

(6) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、有隣堂グループ以外の申請団体に係る文書イ及び文書ウを、本号に該当するとして様式部分を除き非開示としているが、前記(5)エで述べたように、当該非開示部分が、条例第7条第2項第3号アにより開示しないことができる情報であるから、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(7) 付言

本件異議申立ては、平成22年3月26日に提起されたものであるところ、実施機関は、事務局の督促にも関わらず、異議申立てから概ね5月を経過した平成22年8月25日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。

また、本件処分では一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要欄に記載することなく非開示としている部分があった。

今後、実施機関においては、開示決定等及び諮問に係る事務手続を適切に行うよう強く望むものである。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を一部開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。また、文書オについても、本件請求に係る対象行政文書として特定し、開示・非開示の決定をすべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

別表1 本件申立文書の構成と、実施機関が条例第7条第2項各号に該当するため非開示とした情報

団体名 有隣堂グループ

分類	書類の名称	非開示部分	非開示条項
(ア)	指定申請書	法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(イ)	事業計画書	自主企画事業計画の個別事業の収支内訳	第3号ア
(ウ)	平成22年度収支予算書及び平成22～26年度収支予算書	・平成22年度収支予算書のうち支出の積算内訳及び金額 ・平成22～26年度収支予算書のうち支出項目ごとの金額	第3号ア
(エ)	宣誓書	法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(カ)	人員表((株)有隣堂、三洋装備(株))	(なし)	
(キ)	定款((株)有隣堂)	変更日付及び定款本文	第3号ア
	定款(三洋装備(株))	定款本文	第3号ア
		法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(ク)	履歴事項全部証明書((株)有隣堂、三洋装備(株))	(なし)	
(ケ)	収支予算書(第57期、第56期)((株)有隣堂)	科目名及び金額	第3号ア
	第57期全社方針((株)有隣堂)	本文	第3号ア
	第56期事業報告書((株)有隣堂)	本文、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、独立監査人の監査報告書及び監査報告書	第3号ア
	平成21年度収支予算書、平成21年度事業計画書、平成20年度収支計算書、平成20年度事業報告書(三洋装備(株))	予算書・計算書内容及び計画書・報告書本文	第3号ア

(コ)	納税証明書((株)有隣堂、三洋装備(株))	納付すべき税額及び納付済額	第3号ア
(サ)	第54～56期事業報告書((株)有隣堂)	本文、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、独立監査人の監査報告書及び監査報告書	第3号ア
	第49～51期決算報告書(三洋装備(株))	損益計算書、販売費及び一般管理費、メンテナンス原価報告書、株主資本等変動計算書並びに製造原価報告書	第3号ア
(シ)	部・店・室長一覧((株)有隣堂)	役職名及び氏名並びに関係会社の名称	第3号ア
	在籍表 2009年6月30日現在((株)有隣堂)	人数	第3号ア
	就業規則((株)有隣堂、三洋装備(株))	目次及び本文	第3号ア
	給与規程((株)有隣堂)	制定・改定年月日、本文及び別表	第3号ア
	職能給規程(三洋装備(株))	本文及び別表	第3号ア
(ス)	有隣堂会社案内	(なし)	
	カンパニー・ガイドライン(三洋装備(株))	(なし)	
(セ)	共同事業体協定書兼委任状	法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(ソ)	共同事業体構成団体の概要	担当者の役職、氏名及び電子メールアドレス	第2号
(タ)	共同事業体内業務分担表	(なし)	

団体名 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体

分類	書類の名称	非開示部分	非開示条項
(ア)	指定申請書((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(イ)	事業計画書	様式部分以外	第3号ア、第6号
(ウ)	平成22年度収支予算書及び平成22～26年度収支予算書	様式部分以外	第3号ア、第6号
(エ)	宣誓書((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(カ)	人員表((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	(なし)	
(キ)	定款((株)紀伊國屋書店)	定款目次、本文及び改正年月日	第3号ア
	定款((株)ヴィアックス)	最終改定年月日及び定款本文	第3号ア
		法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(ク)	現在事項全部証明書((株)紀伊國屋書店)、履歴事項全部証明書((株)ヴィアックス)	(なし)	
(ケ)	第114期定時株主総会招集のご通知((株)紀伊國屋書店)	通知本文 添付書類のうち事業報告、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記、独立監査人の監査報告書、監査報告書及び株主総会参考書類	第3号ア
	第115期事業計画書((株)紀伊國屋書店)	本文	第3号ア
	第115期収支予算書((株)紀伊國屋書店)	見出し以外	第3号ア
	第37期経営・事業計画書((株)ヴィアックス)	本文	第3号ア
	第36期事業報告書((株)ヴィアックス)	本文	第3号ア

(コ)	納税証明書((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	納付すべき税額及び納付済額	第3号ア
(サ)	貸借対照表、損益計算書(過去3年分)((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	損益計算書	第3号ア
(シ)	就業規則((株)紀伊國屋書店)	目次及び本文	第3号ア
	給与規程((株)紀伊國屋書店)	目次及び本文	第3号ア
	2009.6 末人員表((株)紀伊國屋書店)	人数	第3号ア
	従業員就業規則((株)ヴィアックス)	本文	第3号ア
	賃金規程((株)ヴィアックス)	本文及び別表中の給与額	第3号ア
(ス)	紀伊國屋書店コーポレート・プロフィール	(なし)	
	(株)ヴィアックス会社案内及びアウトソーシングサービス案内	(なし)	
(セ)	共同事業体協定書兼委任状	法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(ソ)	共同事業体構成団体の概要	担当者の役職、氏名及び電子メールアドレス	第2号
		沿革、業務内容、主な実績及び財政状況、	第3号ア
(タ)	共同事業体内業務分担表	本施設の管理運営において担当する業務内容、共同事業体内の実施体制及び添付資料	第3号ア

団体名 株式会社図書館流通センター

分類	書類の名称	非開示部分	非開示条項
(ア)	指定申請書	法人代表者印の印影	第3号ア、 第4号
(イ)	事業計画書	様式部分以外	第3号ア、 第6号
(ウ)	平成 22 年度収支予算書及び平成 22 ～ 26 年度収支予算書	様式部分以外	第3号ア、 第6号
(エ)	宣誓書	法人代表者印の印影	第3号ア、 第4号
(カ)	人員表	(なし)	
(キ)	定款	本文	第3号ア
		法人代表者印の印影	第3号ア、 第4号
(ク)	履歴事項全部証明書	(なし)	
(ケ)	第31期事業計画書	21年度事業計画書	第3号ア
	第30期事業報告	本文	第3号ア
(コ)	納税証明書	納付すべき税額及び納付 済額	第3号ア
(サ)	第28～29期確定決算報告書、第30 期決算報告書	損益計算書及び株主資本 等変動計算書	第3号ア
(シ)	株式会社図書館流通センター組織図	(なし)	
	就業規則	本文	第3号ア
(ス)	株式会社図書館流通センター会社概 要	(なし)	

団体名 リブグリーン青葉

分類	書類の名称	非開示部分	非開示条項
(ア)	指定申請書	法人等代表者印の印影	第3号ア、 第4号
(イ)	事業計画書	様式部分以外	第3号ア、 第6号
(ウ)	平成22年度収支予算書及び平成22～26年度収支予算書	様式部分以外	第3号ア、 第6号
(エ)	宣誓書	法人等代表者印の印影	第3号ア、 第4号
(カ)	人員表	(なし)	
(キ)	定款	本文	第3号ア、 第4号
(ク)	現在事項全部証明書	(なし)	
(ケ)	NPO リブグリーン 21 年度事業計画	本文	第3号ア
	平成21年度収支予算書	収入及び支出予算額	第3号ア
	平成20年度事業報告(振り返り)	本文	第3号ア
(コ)	納税証明書	納付すべき額及び納付済額	第3号ア
(サ)	第6～8期決算報告書	損益計算書、販売費及び一般管理費、棚卸資産の内訳、株主資本等変動計算書並びに個別注記表	第3号ア
(シ)	リブグリーン青葉就業規則	本文	第3号ア
(ス)	リブグリーン青葉概要	本文	第3号ア
	NPO リブグリーン事業案内	(なし)	

団体名 株式会社クレイブ

分類	書類の名称	非開示部分	非開示条項
(ア)	指定申請書	法人代表者印の印影	第3号ア、 第4号
(イ)	事業計画書	様式部分以外	第3号ア、 第6号
(ウ)	平成22年度収支予算書及び平成22～26年度収支予算書	様式部分以外	第3号ア、 第6号
(エ)	宣誓書	法人代表者印の印影	第3号ア、 第4号
(カ)	人員表	(なし)	
(キ)	定款	本文	第3号ア
		法人代表者印の印影	第3号ア、 第4号
(ク)	履歴事項全部証明書	(なし)	
(ケ)	第10期経営計画	組織図以外	第3号ア
	株式会社クレイブ事業報告	本文	第3号ア
(コ)	納税証明書	納付すべき額及び納付済額	第3号ア
(サ)	第7～9期決算報告書	損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書並びに株主資本等変動計算書	第3号ア
(ス)	会社概要	(なし)	

分類（公募要項による分類。それぞれ5(2)の文書アから文書タまでの分類と同じ。）

- (ア) 指定申請書（様式1）
- (イ) 横浜市山内図書館指定管理者事業計画書（様式2）
- (ウ) 平成22年度及び指定期間5か年の横浜市山内図書館収支計画書（様式3）
- (エ) 宣誓書（様式4）
- (オ) 申請団体役員名簿（様式5）
- (カ) 人員表（過去3年分）（様式6）
- (キ) 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (ク) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書
- (ケ) 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに類するもの（様式自由）
- (コ) 法人にあっては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去3年分）
- (サ) 貸借対照表、損益計算書（過去3年分）
- (シ) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）
- (ス) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (セ) 共同事業体協定書兼委任状（様式7）
- (ソ) 共同事業体構成団体の概要（様式8）
- (タ) 共同事業体内業務分担表（様式9）

なお、（セ）から（タ）までは、共同事業体を結成して公募に参加する場合に提出する文書である。

別表 2 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきと判断する部分

団体名 有隣堂グループ

分類	書類の名称	開示すべきと判断する部分
(イ)	事業計画書	自主企画事業計画の個別事業の収支内訳
(ウ)	平成 22 年度収支予算書及び平成 22 ~ 26 年度収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度収支予算書のうち支出の積算内訳及び金額 ・平成 22 ~ 26 年度収支予算書のうち支出項目ごとの金額
(キ)	定款((株)有隣堂)	<ul style="list-style-type: none"> ・章ごとに記載された表題 ・第 1 条から第 7 条まで、第 25 条第 1 項、第 33 条第 1 項及び第 4 項並びに第 36 条の文言
	定款(三洋装備(株))	<ul style="list-style-type: none"> ・章ごとに記載された表題 ・第 1 条から第 6 条まで及び第 8 条の文言
(ケ)	第 56 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・科目欄の 1 行目のすべて、7 行目のすべて、8 行目のすべて、12 行目のすべて、15 行目のすべて、16 行目のすべて、19 行目のすべて及び 24 行目から 27 行目まで ・金額欄の 1 行目のすべて、7 行目のすべて、10 行目のうちの 7 文字目から 12 文字目まで、12 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、13 行目のすべて、15 行目のうちの 6 文字目から 12 文字目まで、19 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、20 行目のすべて、21 行目のすべて、22 行目のうちの 1 文字目から 5 文字目まで及び 23 行目のすべて
	第 56 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の 24 行目のすべて及び 31 行目のすべて ・ 5 ページ目の 14 行目のすべて及び 16 行目のすべて

(サ)	第 56 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの損益計算書	上記(ケ)と同じ
	第 56 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの個別注記表	上記(ケ)と同じ
	第 55 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・科目欄の 1 行目のすべて、7 行目のすべて、8 行目のすべて、12 行目のすべて、15 行目のすべて、16 行目のすべて、19 行目のすべて及び 22 行目から 25 行目まで ・金額欄の 1 行目のすべて、7 行目のすべて、10 行目のうちの 7 文字目から 12 文字目まで、12 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、13 行目のすべて、15 行目のうちの 5 文字目から 10 文字目まで、17 行目のうちの 7 行目から 13 行目まで、18 行目のすべて、19 行目のすべて、20 行目のうちの 1 文字目から 6 文字目まで及び 21 行目のすべて
	第 55 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の 22 行目のすべて及び 29 行目のすべて ・ 5 ページ目の 21 行目のすべて及び 23 行目のすべて
	第 54 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・科目欄の 1 行目のすべて、7 行目のすべて、8 行目のすべて、12 行目のすべて、15 行目のすべて、16 行目のすべて、18 行目のすべて及び 23 行目から 26 行目までのすべて ・金額欄の 1 行目のすべて、7 行目のすべて、10 行目のうちの 7 文字目から 12 文字目まで、12 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、13 行目のすべて、14 行目のうちの 7 文字目から 12 文字目まで、18 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、19 行目のすべて、20 行目のすべて、21 行目のうちの 1 文字目から 7 文字目まで及び 22 行目のすべて
	第 54 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の 26 行目のすべて及び 34 行目のすべて ・ 5 ページ目の 13 行目のすべて及び 15 行目のすべて
(シ)	部・店・室長一覧((株)有隣堂)	役員に係る役職名及び氏名並びに関係会社の名称

団体名 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体

分類	書類の名称	開示すべきと判断する部分
(キ)	定款((株)紀伊國屋書店)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款目次 ・ 章ごとに記載された表題 ・ 第1条から第5条まで、第45条及び第46条の文言
	定款((株)ヴィアックス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 章ごとに記載された表題 ・ 第1条から第7条まで
(ケ)	第114期定時株主総会招集のご通知((株)紀伊國屋書店)のうち損益計算書(平成19年から平成20年まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科目欄の1行目から6行目まで、11行目のすべて、14行目のすべて、15行目のすべて、18行目のすべて及び26行目から28行目までのすべて ・ 金額欄の1行目から5行目までのすべて、9行目のうちの8文字目から14文字目まで、11行目のうちの8文字目から16文字目まで、12行目のすべて、14行目のうちの7文字目から15文字目まで、21行目のうちの4文字目から12文字目まで及び22行目から24行目までのすべて

(サ)	損益計算書((株)紀伊國屋書店)(平成19年から平成20年まで)	上記(ケ)と同じ
	損益計算書((株)紀伊國屋書店)(平成18年から平成19年まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・科目欄の1行目のすべて、2行目のすべて、4行目から7行目までのすべて、13行目のすべて、16行目のすべて、17行目のすべて、20行目のすべて及び29行目から32行目までのすべて ・金額欄の1行目のすべて、3行目のうちの7文字目から16文字目まで、4行目から6行目までのすべて、11行目のうちの8文字目から14文字目まで、13行目のうちの8文字目から14文字目まで、14行目のすべて、16行目のうちの4文字目から10文字目まで、24行目のうちの4文字目から12文字目まで、25行目のすべて、26行目のすべて、27行目のうちの1文字目から9文字目まで及び28行目のすべて
	損益計算書((株)紀伊國屋書店)(平成17年から平成18年まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・科目欄の1行目のすべて、2行目のすべて、4行目から7行目までのすべて、12行目のすべて、15行目のすべて、16行目のすべて、18行目のすべて及び25行目から28行目までのすべて ・金額欄の1行目のすべて、2行目のすべて、4行目から6行目までのすべて、10行目のうちの8文字目から16文字目まで、12行目のうちの8文字目から14文字目まで、13行目のすべて、14行目のうちの6文字目から10文字目まで、20行目のうちの6文字目から14文字目まで、21行目のすべて、22行目のすべて、23行目のうちの1文字目から8文字目まで及び24行目のすべて

団体名 株式会社図書館流通センター

分類	書類の名称	開示すべきと判断する部分
(キ)	定款	<ul style="list-style-type: none"> ・ 章ごとに記載された表題 ・ 第 1 条から第 6 条までの文言

団体名 株式会社クレイブ

分類	書類の名称	開示すべきと判断する部分
(キ)	定款	<ul style="list-style-type: none"> ・ 章ごとに記載された表題 ・ 第 1 条から第 6 条まで、第 26 条及び第 31 条

分類（公募要項による分類。それぞれ 5 (2) の文書アから文書タまでの分類と同じ。）

- (イ) 横浜市山内図書館指定管理者事業計画書（様式 2）
- (ウ) 平成 22 年度及び指定期間 5 か年の横浜市山内図書館収支計画書（様式 3）
- (キ) 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (ケ) 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はそれらに類するもの（様式自由）
- (サ) 貸借対照表、損益計算書（過去 3 年分）
- (シ) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）

文字数は、1 行に記録された文字（符号を含む）を、左詰めにして数えるものとする。また、表に係る罫線は、行数として数えないものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年8月25日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年9月3日 (第107回第三部会) 平成22年9月7日 (第176回第二部会) 平成22年9月9日 (第171回第一部会)	・諮問の報告
平成22年10月1日 (第108回第三部会)	・審議
平成22年10月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年10月22日 (第109回第三部会)	・審議
平成22年11月19日 (第110回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年12月3日 (第111回第三部会)	・審議
平成22年12月17日 (第112回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年1月21日 (第113回第三部会)	・審議
平成23年2月4日 (第114回第三部会)	・審議
平成23年3月4日 (第115回第三部会)	・審議